

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………（保健医療局健康安全全部健康安全課）…一

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………二

告示

●東京都告示第五百八十号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項及び第八条の三の規定に基づき、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のように指定する。

令和七年四月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
港区新橋六丁目八番二号
- 二 研修及び講習の開催年月日並びに会場の名称及び所在地
（一）クリーニング師の研修
ア 令和七年七月三十日
日本クリーニングセンター

（二）業務従事者に対する講習

- イ 文京区後楽二丁目三番十号
令和七年十月八日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- ウ 令和七年十月二十六日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- エ 令和七年十一月十六日
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修（以下「特管物研修」という。）を含む。）
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- オ 令和七年十二月二十一日
トヨタドライビングスクール
東京
立川市羽衣町一丁目三番四号
- カ 令和八年二月十五日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- （一）業務従事者に対する講習
- ア 令和七年七月二十四日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- イ 令和七年八月二十二日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- ウ 令和七年八月二十八日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- エ 令和七年九月十二日
日本クリーニングセンター
- オ 文京区後楽二丁目三番十号
令和七年九月十八日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- カ 令和七年九月二十六日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- キ 令和七年十月一日
トヨタドライビングスクール
東京
立川市羽衣町一丁目三番四号
- ク 令和七年十月十六日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- ケ 令和七年十一月六日
トヨタドライビングスクール
東京
立川市羽衣町一丁目三番四号
- コ 令和七年十一月二十七日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- サ 令和七年十二月三日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- シ 令和七年十二月十一日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- ス 令和八年一月十六日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- セ 令和八年一月二十一日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- ソ 令和八年二月二十六日
日本クリーニングセンター

三 受講料
文京区後楽二丁目三番十号

(一) クリーニング師の研修 五千円
(特管物研修を含む場合 八千円)

(二) 業務従事者に対する講習 四千五百円

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和七年四月二十八日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

そんぼの家S 西大井 品川区西大井二丁目十四番三号

発 行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 ○三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 ○三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

